

No. 9

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
刈谷市	産業環境部 環境推進課	0566-62-1017	直通	0566-24-3481
住所	〒448-8501 刈谷市東陽町1-1		担当者氏名	戸田 貴仁
URL	http://www.city.kariya.lg.jp/		E-mail	kankyo@city.kariya.lg.jp

(1) [ 補助金額 ]

設置に要する費用の40%に相当する額以内(千円未満は切り捨て)とし、限度額は下表のとおり(単位:円)

人槽区分	建築確認を伴う設置に要する費用(流入及び放流に係る管きよ並びにますに係る費用を除く)	転換に要する費用(流入及び放流に係る管きよ並びにますに係る費用を除く)	転換に伴うみなし浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に係る費用	転換に伴う浄化槽への流入管、住居の敷地に隣接する側溝までの放流管及びますの設置に要する費用
5人槽	40,000	444,000	90,000	200,000
6~7人槽	60,000	486,000		
8~10人槽	90,000	576,000		

(2) [ 2019年度の補助計画基数 ]

(単位:基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
18	14	4					36

前年度実績基数(29基)

(3) [ 補助対象地域 ]

下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域

(4) [ 特定地域の有無 ] 無

(5) [ 補助対象条件 ]

- ①市内に住所を有する者(市外に住所を有する者で、市内に専用住宅を新築、購入等する者を含む。)
- ②専用住宅(主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする者

(6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- ②専用住宅又は当該専用住宅に係る土地を借りている者で当該専用住宅を貸している者の承諾が得られないもの
- ③販売の目的で浄化槽付専用住宅を建築(改築を含む。)する者。ただし、刈谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により市長の認定を受けた浄化槽付きの専用住宅を当該認定を受けた日の属する年度中に購入した者を除く
- ④刈谷市暴力団排除条例(平成24年条例第8号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑤市税を滞納している者

(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- ①法第5条第2項の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図及び配置図
- ③浄化槽設置工事見積書の写し
- ④貸主の承諾書(専用住宅等を借りている場合に限る。)
- ⑤みなし浄化槽又はくみ取り便槽の状況が分かる写真(転換の場合に限る。)
- ⑥市税の完納を証する納税証明書
- ⑦その他市長が必要と認める書類

(8) [ 実績報告書に添付する書類及び提出期限 ]

- ・提出期限:当該年度の末日までに提出する
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法定検査契約書の写し及び浄化槽法定検査依頼書の副本
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し
- ④浄化槽廃止届書の写し(みなし浄化槽からの転換に限る。)
- ⑤施工後の写真
- ⑥住民票の写し
- ⑦その他市長が必要と認める書類

**(9) [ その他 ]**

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯蓄槽など）に上限15万円の補助を行っている

※建売住宅の場合は申請方法が異なりますので、浄化槽を着工する前に担当窓口までお問い合わせください

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください